（略）	
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	酒田港湾事務所
山形県遊佐町沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	

（略）	
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。